

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
○福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則 三三五

告示
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件 三三七

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 三七九

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件 三八〇

○道路の供用を開始する件 三八〇

公告
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 三八〇

○福島県選挙管理委員会 三八〇

○不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があつた件 三八二

規 則

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年六月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十七号

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築士法施行細則（昭和二十五年福島県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 知事は、前項の届出があつた場合においては、名簿を訂正する。
第四条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（免許証の書換え交付）

第四条の二 二級建築士又は木造建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を知事に申請しなければならない。

2 前項及び第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許証用写真を貼付した免許証書換え交付申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第十七条中「第二十三条の五第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十条中「申請人等」を「申請者等」に改める。

第二十三条中「第二条、第四条」の下に「、第四条の二」を加え、「第四条第二項中」を「第四条の二第一項及び第二項中」に改め、「免許証明書の書換え交付」との下に「、同条第二項中「免許証書換え交付申請書」とあるのは「免許証明書書換え交付申請書」とを加える。

第六号様式を次のように改める。

第 6 号 様 式 （ 第 17 条 ）

一 級
二 級 建 築 士 事 務 所 登 録 変 更 届
木 造

年 月 日

福 島 県 建 設 事 務 所 長

氏 名
〔 開 設 者 の 氏 名 （ 開 設 者
が 法 人 で あ る 場 合 は 名
称 及 び 代 表 者 の 氏 名 ） 〕 印

建 築 士 事 務 所 の 登 録 事 項 を 下 記 の と お り 変 更 し ま し た 。
記

建 築 士 事 務 所	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	
	建 築 士 事 務 所 の 名 称	
	建 築 士 事 務 所 の 所 在 地	
	一 級 、 二 級 又 は 木 造 建 築 士 事 務 所 の 別	
	登 録 番 号	

項 目	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	
変 更	ふ り が な 建 築 士 事 務 所 の 名 称			
	建 築 士 事 務 所 の 所 在 地			
	電 話 番 号			
	ふ り が な 開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称			
事 項	法 人 の 役 員 (開 設 者 が 法 人 の 場 合 の み)	別 紙 1 「 役 員 名 簿 」 の と お り		
	管 理 建 築 士	ふ り が な	ふ り が な	
		氏 名	氏 名	
		登 録 番 号	登 録 番 号	
		登 録 年 月 日	登 録 年 月 日	
		一 級 ・ 二 級 ・ 木 造 の 別	一 級 ・ 二 級 ・ 木 造 の 別	
	管 理 建 築 士 講 習 を 修 了 し た 年 月 日 年 月 日 修 了 証 番 号 第 号			
所 属 建 築 士	別 紙 2 「 所 属 建 築 士 変 更 事 項 」 の と お り			

【 作 成 担 当 者 】

部 署 :
氏 名 :
電 話 番 号 :

注

- 1 建 築 士 事 務 所 欄 に つ い て は 、 変 更 前 の 事 項 を 記 入 し て く だ さ い 。
- 2 変 更 事 項 欄 に つ い て は 、 変 更 が あ っ た 事 項 の み 記 入 し て く だ さ い 。
- 3 別 紙 1 及 び 別 紙 2 に つ い て は 、 該 当 が あ る 場 合 に の み 提 出 し て く だ さ い 。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県建築士法施行細則第六号様式による二級建築士事務所登録変更届は、改正後の福島県建築士法施行細則第六号様式による二級建築士事務所登録変更届とみなす。
木造
一級
- 式による二級建築士事務所登録変更届とみなす。
木造

- 3 この規則の施行の際現に福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則（平成二十二年福島県規則第四十五号。以下「改正規則」という。）による改正前の第二号様式による二級建築士免許証の交付を受けている二級建築士は、改正規則による改正後の第二号様式による二級建築士免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、この規則による改正後の第四条の二第一項の免許証の書換え交付の申請とみなす。

- 4 前項の規定は、木造建築士について準用する。この場合において、「二級建築士免許証」とあるのは「木造建築士免許証」と、「二級建築士」とあるのは「木造建築士」と読み替えるものとする。
(建築指導課)

告 示

福島県告示第四百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年六月二十三日から同年十月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十七年六月三日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年六月二十三日から同年十月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十七年六月三日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年六月二十三日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光

部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 - 1 騒音の発生に関する事項
- 原動機の定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機又は冷凍機については、騒音規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき事前の届出が必要

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十七年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
 - 二 解除予定保安林の所在場所
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき上三坂小野線	いわき市植田町中央二丁目四番一 五地先から 同 市植田町中央二丁目四番一 一地先まで	平成二十七年六月二五日

(道路計画課)

公 告

公告第四百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十七年六月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	役員	住所
中島村土地改良区	退任した役員 氏名 加藤 幸一	西白河郡中島村大字川原田字下町九三番地
	加藤 重夫	郡同 村大字中島字天神西三八番地三
	高久 康夫	郡同 村大字滑津字新田林一六番地八
	椎名 康夫	郡同 村大字松崎字松代二〇番地
	宮本 一	郡同 村大字二子塚字西内一九番地
	稲田 信次	郡同 村大字滑津字中島西一一番地二
	大木 忠一	郡同 村大字吉岡字迎久保三〇番地
	天倉 健	郡同 村大字滑津字大森壇林一二番地一
	野木 義美	郡同 村大字滑津字岡ノ内一〇二番地
	向井 直義	郡同 村大字滑津字代畑六七番地
	小室 正光	郡同 村大字滑津字小針五一番地
	島山 勇雄	郡同 村大字中島字天神西二八番地
	芳賀 敏	郡同 村大字二子塚字後山二六番地
	瀬谷 忠弘	郡同 村大字吉岡字町畑一六〇番地
	久保木 勝	郡同 村大字川原田字中屋敷三九番地
	近藤 和栄	郡同 村大字二子塚字西内五九番地
	稲田 喜男	郡同 村大字滑津字白ツ子三〇番地
	水野谷 和守	郡同 村大字滑津字白ツ子三〇番地

変更前	公立小野町地方総合病院 田村郡小野町大字小野 新町字宿ノ後四番地	変更後	公立小野町地方総合病院 田村郡小野町大字小野 新町字槻木内六番地二	変更年月日	平成二十七年三月一日
-----	--	-----	---	-------	------------

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第六十一号
 福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八條、第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。
 平成二十七年六月二十三日

福島県選挙管理委員会

就任した役員	役別 氏名	住所
理事	加藤 幸一	西白河郡中島村大字川原田字下町九三番地
	大木 忠一	郡同 村大字滑津字中島西一一番地二
	大澤 洋次郎	郡同 村大字川原田字中屋敷八番地
	緑川 道春	郡同 村大字川原田字下町七〇番地
	吉田 健司	郡同 村大字二子塚字西内六〇番地一
	吉田 春夫	郡同 村大字二子塚字弘法塚山二六番地
	折笠 千治	郡同 村大字滑津字大池向六番地
	佐藤 勝己	郡同 村大字滑津字羽黒前八六番地口号
	向井 茂雄	郡同 村大字滑津字岡ノ内一三四番地
	小室 晋	郡同 村大字滑津字代畑二五番地
	小林 光春	郡同 村大字滑津字小針五番地
	小針 勝郎	郡同 村大字松崎字袴館四番地口号
	塩田 善宏	郡同 村大字吉岡字迎久保八番地
	矢吹 健一	郡同 村大字吉岡字町畑一八七番地
	長倉 一丸	郡同 村大字二子塚字西内三四番地
	水野谷 政男	郡同 村大字滑津字八幡前一二番地
	近藤 義三	郡同 村大字川原田字嘉門屋敷四一番地

(農村計画課)